

いじめ防止基本方針

学校法人つくば開成学園
つくば開成国際高等学校

2025年4月1日

つくば開成国際高等学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1. 「いじめ」について

(1) いじめとは

文部科学省によると、「いじめ」をこのように定義づけている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

本方針では、文部科学省の定義に準じて「いじめ」を取り扱う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 性的いたずらをされる

(2) いじめの特徴と構造

・ いじめへの認識

いじめは「どの子にも、どの学校でも起こりうる」との認識に立つことが重要である。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返される本人への不快な言葉や態度は、生命または身体に重大な危険を生じさせることがある。従って、こうした行為に対し、軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

・ インターネット上のいじめ

近年、SNS やラインが日常的になっており、生徒のネット上での言動は、学校として把握が難しい状況にある。生徒によっては、安易に SNS やライン等で相手を中傷する言動を発信しかねないが、一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは、極めて困難である。こうした状況下では、被害生徒に留まらず、学校・家庭及び地域社会に多大な影響を

与える可能性があること、いつでも自分が加害者になり得ることなどを理解させる必要がある。そのためにも、情報モラルを徹底する教育を実施し、指導の充実を図ることが重要である。また、逆にそういう被害にあっている生徒がいると分かった場合は、速やかに状況の確認、本人の様子等をきちんと把握し、対応をしなければならない。

2. いじめ問題に関する本校の基本方針～いじめ防止基本方針～

本校は、沖縄県に認可を受け、平成29年4月に那覇市樋川に開校した通信制高等学校です。興味関心や学びのペースも異なる仲間たちが集い、それぞれの歩幅で成長できる環境を大切にしている。

社会が複雑で多様化していることや高校生という思春期の時期も重なり、本校に通う生徒の中にも、不登校や友人関係、家庭環境に対する悩みを抱えたり、自分の将来の生き方について不安を抱いたりする生徒も少なくない。こうした個々人が抱える悩みや不安から友人関係へのトラブル（いじめを含む）へと繋がる可能性もある。

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、受けることがなく、そしてさらにはかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、全教職員が、「いじめは絶対いけないこと」を合言葉に、いじめの防止等のための対策を行う。

- ① いじめを許さない学校風土を醸成し、生徒を尊重する教職員の意識を高めます
- ② 「いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」ことを常に意識し、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努めます
- ③ いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応することを教職員全員で共有します
- ④ いじめが発生した場合は、全教職員が一致協力して対応にあたります
- ⑤ いじめに対して、学校、家庭、地域社会との連携を図りながら、一体となって取り組みます

3. いじめの未然防止のための指針

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校づくり」が最も重要である。そのためには、「いじめは、いつどこでも起き得る」という認識をすべての教職員がもち、「いじめを生まない基盤づくり」が求められる。

（1）教職員の生徒観察の視点

・信頼関係

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいという特徴があることから、教職員は日頃から、生徒との信頼関係に基づき、生徒の心を把握することが肝要である。

- ・ありのままの生徒の姿

本校生徒は、それぞれ多様な家庭に生き、人間関係を築いている。生徒の生活実態がどうなっているか、目の前にいるありのままの生徒から発生している諸問題（生徒指導上の問題や発言、態度、学業成績、登校日数等）を見据えることから、面談や話し合いをスタートしなくてはならない。

- ・生徒資料

面談者は、当然のことながら、生徒の生活実態を様々な資料—前籍校のプロフィールや入学時の作文、入試面談の内容をはじめ学習成績、登校状況、既往症等健康以上のプロフィールなど—を把握して対応する必要がある。システムの「覚書」の記事を閲覧するとともに、必要に応じて追記しておき、情報を共有する。

（2）いじめ問題についての指導

特別活動は年間指導計画に基づき実施し、いじめについての実践的な指導を行う。教職員は、生徒の様々な平常と異なる言動について鋭くキャッチし、被害生徒の立場に立って、加害生徒のみでなく、傍観者の生徒にも指導を行う。

（3）教職員の共通理解

いじめ問題については、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談することが大切である。ただし、このことは生徒の個人情報にかかることなので、教職員が知りえたことについては、守秘義務が前提となる。

（4）いじめアンケートの実施・結果の公表

| 時期 | 内容 |
|------|--|
| 4月 | ・「いじめ防止基本方針」に関する教職員研修 ・「いじめ防止基本方針」をHPに掲載 |
| 6～8月 | ・二者面談／三者面談にて生徒状況確認ならびに保護者と情報交換 |
| 2月 | ・学校アンケート（いじめアンケートを含む）実施 ・学校アンケート（いじめアンケートを含む）結果分析 |
| 3月 | ・学校アンケート結果をHPに掲載・ ・学校評価作成 |

4. 教育相談フロー

本校では、原則、毎週水曜日に事前予約制で教育相談（進路相談を含む）を実施する（緊急時は、早急に日程を調整し、教育相談・面談を実施）。管理職1名+各担当者1名の2名体制で生徒の相談を聞き、対応を行う。生徒の様子や相談内容に応じて、関係機関と連携を図りながら、問題解決に努めている。

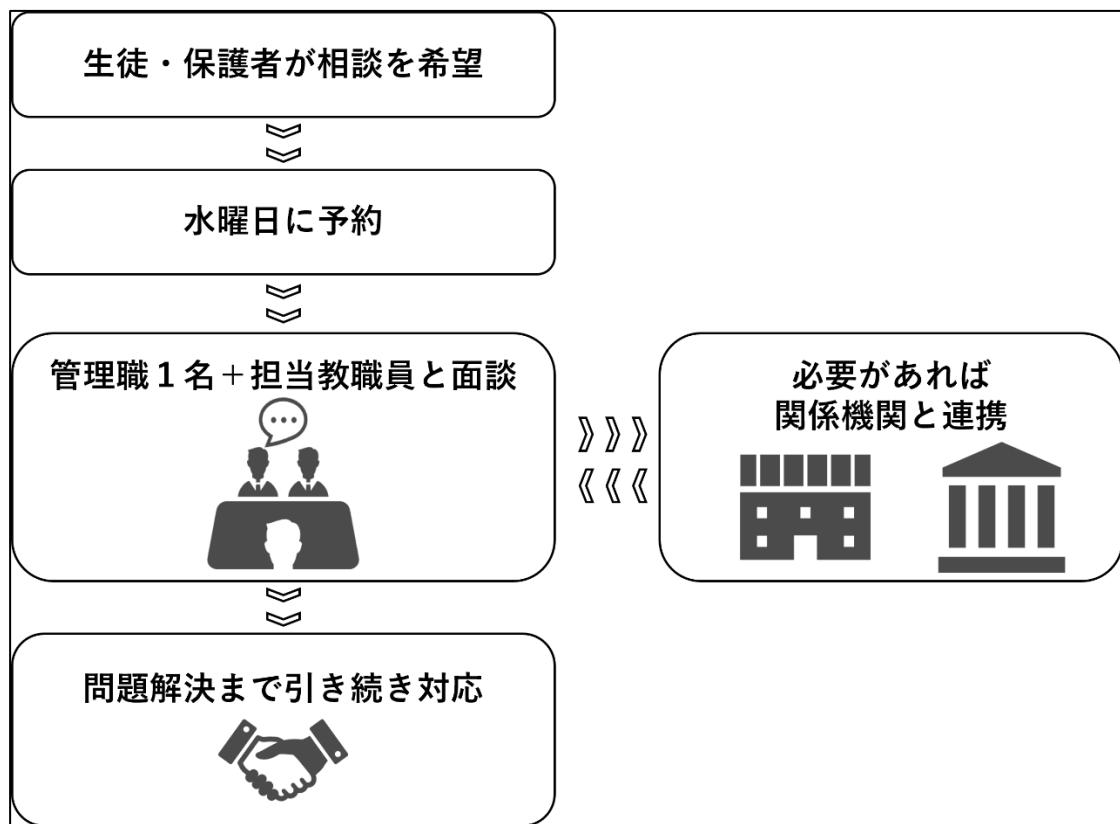


図 1. 教育相談/面談のフロー図

5. 「いじめ」発生時について

(1) 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期解決につながる。したがって、教職員は日々生徒と接する中で、生徒との直接的な話の中や生徒同士の交流、関わりの中でのちょっとした変化にも意識を向ける必要がある。生徒同士の喧嘩やトラブルに過ぎないと決めつけることなく、「いじめ」かもしれないという立場に立ち、早期発見に努める必要がある。

・教職員による気づき

早期発見には、まず教職員のいじめに気づく力に負うところが大である。そのためには教職員が、日頃から生徒の言葉を正面から受け止め、生徒それぞれの立場に立って、生徒を守るという姿勢を確立することが求められる。そのためには、ありのままの生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが必要である。いじめ発見のきっかけは、調査結果によると、高校では本人からの訴え、教科担当教員による気づきなどの取組みによるもの順に発見されており、教職員の情報交換が重要性である。

・生徒/保護者との面談

定期的に行う生徒・保護者との面談において、いじめ問題をはじめ生徒の悩みを聞く「教育相談」を充実する。さらに、日常の学校生活において、教職員の声かけのできるスペースを設け、気軽に相談できる雰囲気づくりにも心がける。それは、日頃からの教職員と生徒と

の信頼関係において実践されるものである。

・いじめられた生徒からの相談

①心身の安全を保証する

「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には守る手だてを考えねばならない。保健室や校長室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

②事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

・周りの生徒からの相談

①相談場所の確保

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止められるよう配慮する。

②情報発信源の秘密確保

「相談してくれてありがとう。」と、勇気ある行動を称賛し、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

（2）いじめ対策委員会の設置

いじめ問題への取組にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

【いじめ対策委員会】

| いじめ対策委員会メンバー | |
|--------------|---------------------|
| ① | 校長 |
| ② | 副校長 |
| ③ | 教頭 |
| ④ | 生徒指導部長または当該生徒の担当教職員 |

①日々の事案に対して、情報を整理・記録・集約する「集約担当」（教頭）に依頼し、教頭はその事案の重要性において、校長へ報告する。

②いじめ事案の発生時—いじめ対策委員会の緊急会議を開催し、善後策を協議する。

③いじめ対策委員会は、必要に応じてその都度行う。

④いじめ対策委員会での内容及び具体的な対応策は、職員会議等で報告、共通理解を深める。

⑤重大事態発生時には、本校に第三者委員会を設け、調査及び対応策について提言を受けて

実施する。第三者委員会構成メンバーは、学校法人つくば開成学園理事長と協議し決定する。

（3）関係機関（外部）との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。とりわけ、令和7年には、沖縄県警察本部と学校警察連絡制度を締結し、相互の情報連携を密にすることにより、早期問題解決を図ることとなった。このことを受けて、いじめ等の問題のうち、重大事態であると「いじめ対策委員会」が判定した事案については、この制度を活用し、報告するとともに対応策について協議する。

【本校と連携する関係機関】

- ・沖縄県総務部総務私学課
- ・沖縄県警察本部
- ・保健所
- ・児童相談所 等

（4）いじめ（いじめの可能性を含む）発生時のフローについて

- ① いじめの発生（被害者）/いじめの発見（目撃者など）
- ② 学校がいじめの連絡/報告を受ける
- ③ 学校は、同日中にいじめの有無に関わらず、「いじめ対策委員会」緊急会議を行う
- ④ 学校は、法人本部へ当該内容、現状を報告する（以後、進捗を隨時報告する）
- ⑤ 当該いじめ事案に係る全員に事実確認を行う

事実確認に関しては、管理職1名+担当教職員1名の2名体制で行う

また、その際に確認内容をレコーダーで録音すること

- ⑥（必要があれば）関係機関とも連携を取り、対応策を協議する
- ⑦ 事実関係をまとめ、（校長の判断により）沖縄県総務部総務私学課へ内容を報告する
- ⑧ いじめ認定・不認定を決定する
- ⑨ 上記決定にかかわらず、引き続き生徒への対応を行う
- ⑩ 事案について「報告書」を作成し、学校安全管理ファイルに5年間保存する。

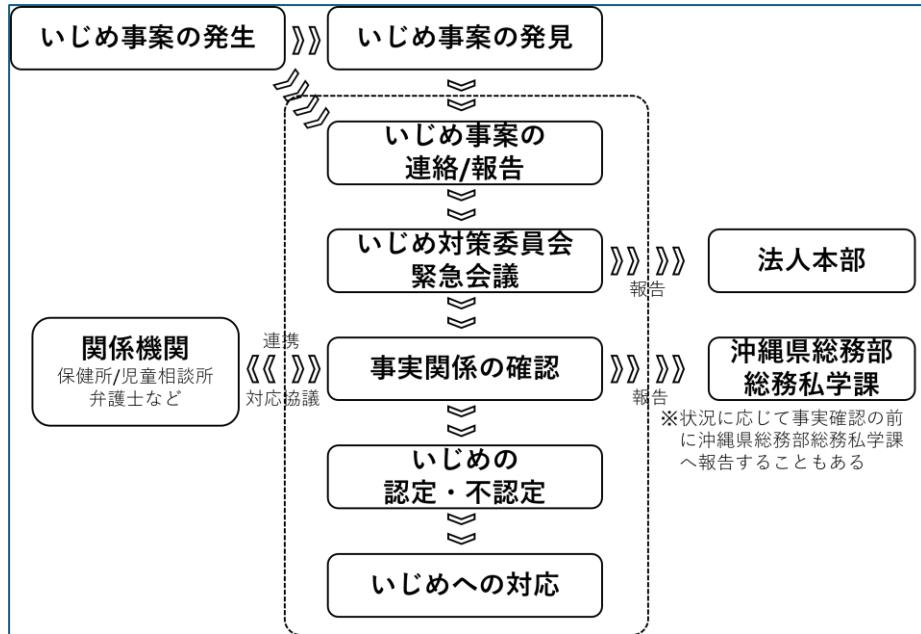


図 2. いじめ発生時のフロー図

6. いじめ重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

「重大事態」とは、いじめにより生徒の生命または財産に重大な被害が生じた疑いあると認められるときを意味している。具体的には、生徒が自殺を企図したとき、いじめにより身体に重大な障害を負ったとき、金品等を脅し取られたとき、心的な疾患を発症したときなどであり、事態の詳細を把握した校長が判断するとともに、被害生徒の立場に立った対応が求められる。

- とくに事案の全容は、詳細な調査を行わなければわからないというということを第一に考え「いじめはなかった」とか「学校に責任はない」という即断はしないこと、また「生徒の家庭に問題があった」などと発言し、被害生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 自殺事案の場合、学校外のことで生徒が悩みを抱えていりと考えられるにしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止を講ずる責任がある。

(2) 重大事態発生時のフローについて

- ① いじめの発生（被害者）/いじめの発見（目撃者など）
- ② 学校がいじめの連絡/報告を受ける
- ③ 学校は、同日中にいじめの有無に関わらず、「いじめ対策委員会」を緊急会議を行う
- ④ 学校は、法人本部、沖縄県総務部総務私学課へ当該内容、現状を報告する（以後進捗を隨時報告する）
- ⑤ 当該いじめ事案に係る全員に事実確認を行う
事実確認に関しては、管理職 1名 + 担当教職員 1名の 2名体制で行う
また、その際に確認内容をレコーダーで録音すること

- ⑥ (必要があれば) 関係機関とも連携を取り、対応策を協議する
- ⑦ 事案について「報告書」を作成し、学校安全管理ファイルに5年間保存する。
- ⑧ 事実関係をまとめ、沖縄県総務部総務私学課へ内容を報告する
- ⑨ 沖縄県総務部総務私学課は、沖縄県知事へ報告する
- ⑩ 沖縄県総務部総務私学課の指示に基づき、(必要があれば) 第三者委員会を設置する
- ⑪ 第三者委員会が調査を実施する
- ⑫ 第三者委員会が調査結果をまとめる
- ⑬ いじめ認定・不認定を決定する
- ⑭ 上記決定等にかかわらず、引き続き生徒への対応を行う

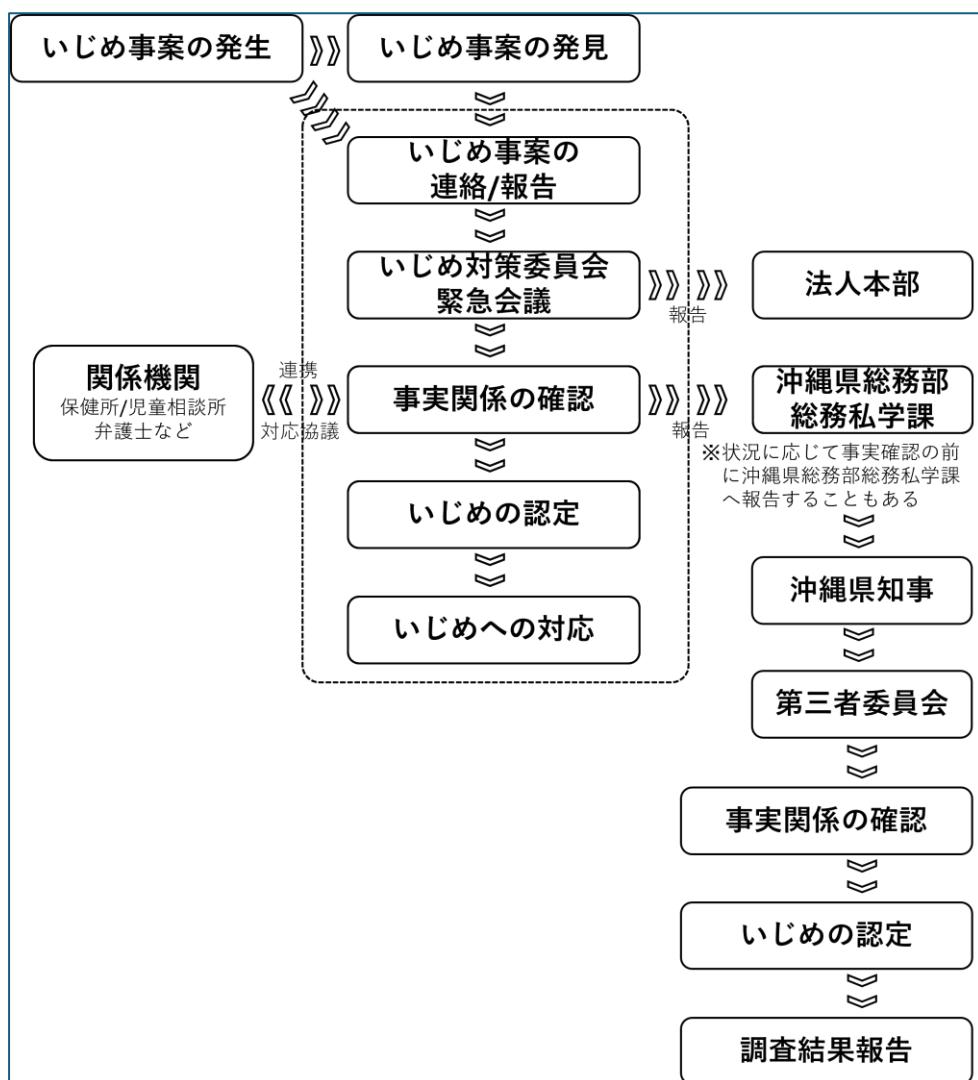


図3.重大事態の対応フロー図

8. 附則

1. この基本方針は、2020年4月1日より実施する
2. 2025年4月1日改訂